

第 58 回通関士試験
『
『
通関書類の作成要領その他通関手続の実務

試験問題(別冊)

注意事項

この別冊には、「通関書類の作成要領その他通関手続の実務試験問題」における第1問の輸出統計品目表(抜粋)及び関税率表解説(抜粋)、第2問の実行関税率表(抜粋)及び関税率表解説(抜粋)を掲載しています。

第1問 輸出申告

輸出統計品目表 (抜粋)

第42類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

Chapter 42 Articles of leather; saddlery and harness; travel goods, handbags and similar containers; articles of animal gut (other than silk-worm gut)

番号 NO	細分 番号 sub. no	N A C C S 用	品 名	単位 UNIT		DESCRIPTION	参考
				I	II		
42.02			旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、實物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしゃれい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器			Trunks, suit-cases, vanity-cases, executive-cases, brief-cases, school satchels, spectacle cases, binocular cases, camera cases, musical instrument cases, gun cases, holsters and similar containers; travelling-bags, insulated food or beverages bags, toilet bags, rucksacks, handbags, shopping-bags, wallets, purses, map-cases, cigarette-cases, tobacco-pouches, tool bags, sports bags, bottle-cases, jewellery boxes, powder-boxes, cutlery cases and similar containers, of leather or of composition leather, of sheeting of plastics, of textile materials, of vulcanised fibre or of paperboard, or wholly or mainly covered with such materials or with paper: - Trunks, suit-cases, vanity-cases, executive-cases, brief-cases, school satchels and similar containers: - - With outer surface of leather or of composition leather	
4202.11	000	6	- - 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの	NO	KG	- - With outer surface of plastics or of textile materials	
4202.12	000	5	- - その他のもの	NO	KG	- - Other	
4202.19	000	5	- ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。）			- Handbags, whether or not with shoulder strap, including those without handle:	
			- ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品			- Articles of a kind normally carried in the pocket or in the handbag:	
			- その他のもの			- Other:	
4202.91	000	3	- - 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの	DZ	KG	- - With outer surface of leather or of composition leather	
4202.92	000	2	- - 外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	DZ	KG	- - With outer surface of sheeting of plastics or of textile materials	
4202.99	000	2	- - その他のもの	DZ	KG	- - Other	

第92類 楽器並びにその部分品及び附属品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) ~ (b) (省略)
 - (c) がん具 (第95.03項参照)
 - (d) 楽器の清掃用ブラシ (第96.03項参照) 及び一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品 (第96.20項参照)
 - (e) 収集品及びこつとう (第97.05項及び第97.06項参照)
- 2 第92.02項又は第92.06項の楽器の演奏に使用する弓、ばちその他これらに類する物品で、当該楽器とともに提示し、かつ、これとともに使用することが明らかなものは、当該楽器に応じて通常使用する数に限り、当該楽器が属する項に属する。

Chapter 92 Musical instruments; parts and accessories of such articles

Notes.

- 1- This Chapter does not cover:
 - (a) ~ (b) (省略)
 - (c) Toy instruments or apparatus (heading 95.03);
 - (d) Brushes for cleaning musical instruments (heading 96.03), or monopods, bipods, tripods and similar articles (heading 96.20); or
 - (e) Collectors' pieces or antiques (heading 97.05 or 97.06).
- 2- Bows and sticks and similar devices used in playing the musical instruments of heading 92.02 or 92.06 presented with such instruments in numbers normal thereto and clearly intended for use therewith, are to be classified in the same heading as the relative instruments.

番号 NO	細分 番号 sub. no	N A C C S 用	品 名	単位 UNIT		DESCRIPTION	参考
				I	II		
92.01			ピアノ (自動ピアノを含む)、ハープシコードその他鍵盤のある弦楽器			Pianos, including automatic pianos; harpsichords and other keyboard stringed instruments:	
	9201.10	000	5	– アップライトピアノ	NO	KG	– Upright pianos
	9201.20	000	2	– グランドピアノ	NO	KG	– Grand pianos
	9201.90	000	2	– その他のもの	NO	KG	– Other
92.02			その他の弦楽器 (例えば、ギター、バイオリン及びハープ)			Other string musical instruments (for example, guitars, violins, harps):	
	9202.10	000	3	– 弓で弾くもの	NO	KG	– Played with a bow
	9202.90	000	0	– その他のもの	NO	KG	– Other
92.09			楽器の部分品 (例えば、オルゴールの機構) 及び附属品 (例えば、機械式演奏用のカード、ディスク及びロール) 、メトロノーム、音さ並びに調子笛			Parts (for example, mechanisms for musical boxes) and accessories (for example, cards, discs and rolls for mechanical instruments) of musical instruments; metronomes, tuning forks and pitch pipes of all kinds:	
	9209.30	000	4	– 楽器用の弦 – その他のもの	KG		– Musical instrument strings – Other:
	9209.91	000	6	– – ピアノの部分品及び附属品	KG		– – Parts and accessories for pianos
	9209.92	000	5	– – 第92.02項の楽器の部分品及び附属品	KG		– – Parts and accessories for the musical instruments of heading 92.02
	9209.94	000	3	– – 第92.07項の楽器の部分品及び附属品	KG		– – Parts and accessories for the musical instruments of heading 92.07
	9209.99	000	5	– – その他のもの	KG		– – Other

第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びに照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

Chapter 94 Furniture; bedding, mattresses, mattress supports, cushions and similar stuffed furnishings; luminaires and lighting fittings, not elsewhere specified or included; illuminated signs, illuminated name-plates and the like; prefabricated buildings

注 1 この類には、次の物品を含まない。
(a) ~ (l) (省略)

(m) 一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品（第96.20項参照）
2 第94.01項から第94.03項までの物品（部分品を除く。）は、床又は地面に置いて使用するように設計したものである場合にのみ、当該各項に属する。

Notes.
1- This Chapter does not cover:
(a) ~ (l) (省略)
(m) Monopods, bipods, tripods and similar articles (heading 96.20).
2- The articles (other than parts) referred to in headings 94.01 to 94.03 are to be classified in those headings only if they are designed for placing on the floor or ground.

番号 NO	細分 番号 sub. no	N A C C S 用	品 名	単位 UNIT		DESCRIPTION	参考
				I	II		
94.03			その他の家具及びその部分品			Other furniture and parts thereof:	
9403.10	000	0	－事務所において使用する種類の金属製家具		KG	－ Metal furniture of a kind used in offices	
9403.20			－その他の金属製家具		KG	－ Other metal furniture:	
	100	6	－－鉄鋼製のもの		KG	－－ Of iron or steel	
	900	1	－－その他の卑金属製のもの		KG	－－ Of other base metal	

第95類 玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

Chapter 95 Toys, games and sports requisites; parts and accessories thereof

番号 NO	細分 番号 sub. no	N A C C S 用	品 名	単位 UNIT		DESCRIPTION	参考
				I	II		
95.03							
9503.00	000	6	三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル		KG	Tricycles, scooters, pedal cars and similar wheeled toys; dolls' carriages; dolls; other toys; reduced-size ("scale") models and similar recreational models, working or not; puzzles of all kinds	

第96類 雜品

Chapter 96 Miscellaneous manufactured articles

注

1 この類には、次の物品を含まない。
 (a) ~ (ij) (省略)
 (k) 第94類の物品（例えば、家具及び照明器具）

Notes.

1- This Chapter does not cover:
 (a) ~ (ij) (省略)
 (k) Articles of Chapter 94 (for example, furniture, luminaires and lighting fittings);

番号 NO	細分 番号 sub. no	N A C C S 用	品 名	単 位 UNIT		DESCRIPTION	参考
				I	II		
96.02	9602.00	000	4 植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させないゼラチン（加工したものに限るものとし、第35.03項のゼラチンを除く。）及び硬化させないゼラチンの製品		KG	Worked vegetable or mineral carving material and articles of these materials; moulded or carved articles of wax, of stearin, of natural gums or natural resins or of modelling pastes, and other moulded or carved articles, not elsewhere specified or included; worked, unhardened gelatin (except gelatin of heading 35.03) and articles of unhardened gelatin	
96.20	9620.00	000	3 一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品		KG	Monopods, bipods, tripods and similar articles	

第97類 美術品、収集品及びこつとう

Chapter 97 Works of art, collectors' pieces and antiques

注

1 ~ 4 (省略)
 5(A) この類及びこの表の他の類に同時に属するとみられる物品は、1から4までに定める場合を除くほか、全てこの類に属する。

Notes.

1. ~ 4. (省略)
 5.(A) Subject to Notes 1 to 4 above, articles of this Chapter are to be classified in this Chapter and not in any other Chapter of the Nomenclature.

番号 NO	細分 番号 sub. no	N A C C S 用	品 名	単 位 UNIT		DESCRIPTION	参考
				I	II		
97.06			こつとう（製作後100年を超えたものに限る。）			Antiques of an age exceeding 100 years:	
9706.10	000	3	－製作後250年を超えたもの		KG	－ Of an age exceeding 250 years	
9706.90	000	0	－その他のもの		KG	－ Other	

関税率表解説（抜粋）

第92類 楽器並びにその部分品及び附属品

92.09 楽器の部分品（例えば、オルゴールの機構）及び附属品（例えば、機械式演奏用のカードディスク及びロール）、メトロノーム、音さ並びに
調子笛
(省略)

この項には、次の物品を含む。

(省略)

(D) その他の部分品及び附属品

(省略)

このグループには、次の物品を含む。

(省略)

(2) 92.02項の弦楽器の部分品及び附属品

マンドリン、ギターその他これに類する楽器の胴、ギター又はマンドリンの機構（すなわち、棹（さお）の糸倉にある糸巻き、ウォーム及び歯車で、弦を適當な強さに張るためのもの）、バイオリン、チェロその他これに類する楽器の部分品（例えば、背面、胴、棹（さお）（仕上げをしてあるかないかを問わない。）、指板、ナット、ブリッジ、緒留（弦を留めるもの）、緒留ボタン、リブ（胴と背の間に使用する。）、糸巻き（弦の張力を変えるために巻軸に取り付けた一種のキー）、弦の調整器等及びチェロ用又はコントラバス用の台（楽器を床に安定させるもの））、弓、弓の部分品（例えば、つえ、ヒール調整ねじ等で、弓用に束ねた馬の毛を含む。）、ピック、弱音器及びあご当て（省略）

この項には、次の物品を含む。

(1) 楽器に取り付ける譜面台及び楽器（例えば、サイドドラム及びサクソフォン）を支える支持台（96.20項の一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品を除く。）

(省略)

この項には、次の物品を含まない。

(省略)

(e) ピアノ用スツール（94.01）、床又は地面に置くように作った楽譜台及び楽譜用机（94.03）並びにピアノ用のろうそく立て（94.05）

(f) 弦楽器の弓用のロジン（固めたもの）（96.02）

第94類

家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッション

その他これらに類する詰物をした物品並びに照明器具

(他の類に該当するものを除く。)及びイルミネーションサイン、

発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

94.03 その他の家具及びその部分品

(省略)

(省略)

この項には、次の家具を含む。

(1) 個人住宅、ホテル等において使用する家具

キャビネット、リネンチェスト、ブレッドチェスト、ログチェスト、重ねだんす類、台座、植物置き台、鏡台、一脚テーブル、洋服だんす、リネン戸棚、ホールスタンド、傘立て、サイドボード、食器戸棚、食物貯蔵庫、そで机、寝台類（ワードローブベッド、キャンプベッド、折畳み式寝台及び小児用寝台を含む。）、裁縫台、足を載せるように設計したツール及び足載せ台（振りいす式のものであるかないかを問わない。）、火よけのつい立て、通風スクリーン、脚付き灰皿、楽譜用キャビネット、楽譜台、楽譜用机、格子で囲った赤ん坊の遊び場及び配膳車（加熱板を取り付けてあるかないかを問わない。）

第95類

玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

95.03 三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル

この項には、次の物品を含む。

(A) 車輪付き玩具

(省略)

(B) 人形用乳母車（折畳み式のものを含む。例えば、折畳み式腰掛型）

(省略)

(C) 人形

(省略)

(D) その他の玩具

このグループには、本質的に人間（子供又は大人）の娯楽のための玩具を含む。しかしながら、その意匠、形状又は構成材料から専ら動物（例えば、ペット）用に供されると判断される玩具は、この項には分類されず、材質に応じてそれぞれの項に分類される。このグループには、次の物品を含む。

(A) ~ (C) のいずれにも属しない全ての玩具。玩具の多くは機械的又は電気的に作動する。

これらには、次の物品を含む。

(省略)

(x ii) 玩具の楽器（ピアノ、トランペット、ドラム、蓄音機、ハーモニカ、アコーディオン、木琴、オルゴール等）

(省略)

ある種の玩具（例えば、電気アイロン、ミシン、楽器等）は限られた実用性を有することがあるが、通常その大きさ及び限られた能力により真正のミシン等と区別される。

第2問 輸入（納税）申告

実行関税率表（抜粋）

第39類 プラスチック及びその製品

注

1～9 (省略)

10 第39.20項及び第39.21項において板、シート、フィルム、はく及びストリップは、板、シート、フィルム、はく、ストリップ（第54類のものを除く。）及び規則正しい幾何学的形状の塊（印刷その他の表面加工をしてあるかないかを問わない。）で、切つてないもの及び単に長方形（正方形を含む。）に切つたもの（長方形（正方形を含む。）に切つたことによりそのまま使用することができる製品になつたものを含む。）に限るものとし、更に加工したものを除く。

Chapter 39 Plastics and articles thereof

Notes.

1～9 (省略)

10. In headings 39.20 and 39.21, the expression "plates, sheets, film, foil and strip" applies only to plates, sheets, film, foil and strip (other than those of Chapter 54) and to blocks of regular geometric shape, whether or not printed or otherwise surface-worked, uncut or cut into rectangles (including squares) but not further worked (even if when so cut they become articles ready for use).

番号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基本 General	協定 WTO	特惠 Prefer- ential	暫定 Tempo- rary		
39.18			プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材						Floor coverings of plastics, whether or not self-adhesive, in rolls or in the form of tiles; wall or ceiling coverings of plastics, as defined in Note 9 to this Chapter:
3918.10	000	1	塩化ビニルの重合体製のもの	4.6%	3.1%	無税 Free		KG	Of polymers of vinyl chloride
3918.90	000	5	その他のプラスチック製のもの	5.3%	4%	無税 Free		KG	Of other plastics
39.19			プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）						Self-adhesive plates, sheets, film, tape, strip and other flat shapes, of plastics, whether or not in rolls:
39.20			プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したものの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）						Other plates, sheets, film, foil and strip, of plastics, non-cellular and not reinforced, laminated, supported or similarly combined with other materials:
39.21			プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ 多泡性のもの						Other plates, sheets, film, foil and strip, of plastics: Cellular:
3921.11	000	1	スチレンの重合体製のもの	5.8%	4.8%	無税 Free		KG	Of polymers of styrene
3921.12	000	0	塩化ビニルの重合体製のもの	4.6%	3.9%	無税 Free		KG	Of polymers of vinyl chloride

番号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基本 General	協定 WTO	特惠 Prefer- ential	暫定 Tempo- rary		
39.26			その他のプラスチック製品及び第39.01項から第39.14項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品						Other articles of plastics and articles of other materials of headings 39.01 to 39.14:
3926.10	000	†	事務用品及び学用品	5.8%	4.8%	無税 Free		KG	Office or school supplies
3926.20			衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含む。）	5.8%	4.8%	無税 Free			Articles of apparel and clothing accessories (including gloves, mittens and mitts):
3926.30	000	0	家具用又は車体用の取付具その他これに類する取付具	5.8%	3.9%	無税 Free		KG	Fittings for furniture, coachwork or the like
3926.40	000	4	小像その他の装飾品	5.8%	4.8%	無税 Free		KG	Statuettes and other ornamental articles
3926.90			その他のもの						Other:
	010	6	1 自動車用のシャシばね及びそのばね板	無税 Free	(無税) (Free)			KG	1 Chassis spring and leaves thereof, for motor vehicles
	021	†	2 その他のもの - ストリップを織ったもの（両面を全てプラスチックで塗布し、又は被覆したものに限る。） - その他のもの	5.8%	3.9%	3.12% × 無税 Free		KG	2 Other: Woven fabrics obtained from strip, entirely coated or covered on both sides with plastics
	022	4	- - マスク			無税 Free		NO KG	Other: Face masks
	029	†	- - その他のもの					KG	Other

第42類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

Chapter 42 Articles of leather; saddlery and harness; travel goods, handbags and similar containers; articles of animal gut (other than silk-worm gut)

番号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用 Stat. Code No.	品 名 品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基本 General	協定 WTO	特惠 Prefer- ential	暫定 Tempo- rary		
42.03			衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）						Articles of apparel and clothing accessories, of leather or of composition leather:
4203.10			衣類						Articles of apparel:
			手袋、ミトン及びミット						Gloves, mittens and mitts:
			特に運動用に製造したもの						Specially designed for use in sports:
4203.21	100	3	1 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつけした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	40%	16%			DZ KG	1 Containing furskin or combined or trimmed with precious metal, metal clad with precious metal, metal plated with precious metal, precious stones, semi-precious stones, pearls, coral, elephants' tusks or Bekko
			2 その他のもの	12.5%	(12.5%)				2 Other:
	210	1	－野球用のもの					DZ KG	In baseball
	290	4	－その他のもの					DZ KG	Other

第64類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a)～(e) (省略)
 - (f) がん具の靴及びアイススケート又はローラースケートを取り付けたスケート靴並びにすね当てその他これに類する保護用スポーツウェア (第95類参照)
- 2～4 (省略)

号注

- 1 第6402.12号、第6402.19号、第6403.12号、第6403.19号及び第6404.11号においてスポーツ用の履物は、次の物品に限る。
 - (a) スポーツ活動用として製造した履物で、スパイク、スプリッグ、トップ、クリップ、バーその他これらに類する物品を取り付けてあるもの及び取り付けることができるもの
 - (b) スケート靴、スキー靴 (クロスカントリー用のものを含む。)、スノーボードブーツ、レスリングシューズ、ボクシングシューズ及びサイクリングシューズ

Chapter 64 Footwear, gaiters and the like; parts of such articles

Notes.

- 1- This Chapter does not cover:
 - (a)～(e) (省略)
 - (f) Toy footwear or skating boots with ice or roller skates attached; shin-guards or similar protective sportswear (Chapter 95).
- 2～4 (省略)

Subheading Note.

- 1- For the purposes of subheadings 6402.12, 6402.19, 6403.12, 6403.19 and 6404.11, the expression "sports footwear" applies only to:
 - (a) footwear which is designed for a sporting activity and has, or has provision for the attachment of, spikes, sprigs, stops, clips, bars or the like;
 - (b) skating boots, ski-boots and cross-country ski footwear, snowboard boots, wrestling boots, boxing boots and cycling shoes.

番号 No.	統計 細分 N A C C S Stat. Code No.	品 名 Name	税率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
			基本 General	協定 WTO	特惠 Prefer- ential	暫定 Tempo- rary		
64.02		その他の履物 (本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。)						Other footwear with outer soles and uppers of rubber or plastics:
6402.12		スポーツ用の履物						Sports footwear:
		スキー靴 (クロスカントリー用のものを含む。) 及びスノーボードブーツ						Ski-boots, cross-country ski footwear and snowboard boots:
	010 4	1 スキー靴	27%	(27%)			PR KG	1 Ski-boots
	090 0	2 スノーボードブーツ	20%	8%			PR KG	2 Snowboard boots
6402.19	000 1	その他のもの	20%	6.7%			PR KG	Other

番号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基本 General	協定 WTO	特惠 Prefer- ential	暫定 Tempo- rary		
64.04			履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。）						Footwear with outer soles of rubber, plastics, leather or composition leather and uppers of textile materials:
	6404.11	000	履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）	10%	8%	×無税 Free		PR KG	Footwear with outer soles of rubber or plastics:
		5	スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物						Sports footwear; tennis shoes, basketball shoes, gym shoes, training shoes and the like
	6404.19		その他のもの						Other:
			1 甲に毛皮を使用したもの						1 With uppers containing fur skin:
			2 その他のもの	10%		×無税 Free			2 Other:
	210	4	－地下たび		6.7%			PR KG	Jikatabi
	220	0	－キャンバスシューズ		6.7%			PR KG	Canvas shoes
	290	0	－その他のもの		8%			PR KG	Other
64.06			履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品						Parts of footwear (including uppers whether or not attached to soles other than outer soles); removable in-soles, heel cushions and similar articles; gaiters, leggings and similar articles, and parts thereof:
	6406.10		甲及びその部分品（しんを除く。）						Uppers and parts thereof, other than stiffeners:
	6406.20	000	本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）	4.2%	3.4%			KG	Outer soles and heels, of rubber or plastics
	6406.90		その他のもの						Other:
			1 革製のもの及び毛皮を使用したもの	25%	(25%)				1 Of leather or containing fur skin:
			2 その他のもの	4.2%	3.4%				2 Other:
	210	6	－木製のもの					KG	Of wood
	290	2	－その他の材料製のもの					KG	Of other materials

第95類 玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a)～(f) (省略)
 - (g) 第64類のスポーツ用の履物（アイススケート又はローラースケートを取り付けたスケート靴を除く。）及び第65類の運動用帽子
 - (h)～(v) (省略)
 - (w) ラケット用ガット、テントその他のキャンプ用品並びに手袋、ミトン及びミット（構成する材料により該当する項に属する。）

Chapter 95 Toys, games and sports requisites; parts and accessories thereof

Notes.

- 1- This Chapter does not cover:
 - (a)～(f) (省略)
 - (g) Sports footwear (other than skating boots with ice or roller skates attached) of Chapter 64, or sports headgear of Chapter 65;
 - (h)～(v) (省略)
 - (w) Racket strings, tents or other camping goods, or gloves, mittens and mitts (classified according to their constituent material); or

番号 No.	統計 細分 N A C C S Stat. Code No.	品 名 品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
			基本 General	協定 WTO	特惠 Prefer- ential	暫定 Tempo- rary		
95.06		身体トレーニング、体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品（この類の他の項に該当するものを除く。）及び水泳用又は水遊び用のプール スキーその他のスキー用具						Articles and equipment for general physical exercise, gymnastics, athletics, other sports (including table-tennis) or outdoor games, not specified or included elsewhere in this Chapter; swimming pools and paddling pools: Snow-skis and other snow-ski equipment:
		水上スキー、サーフボード、セールボードその他の水上運動用具						Water-skis, surf-boards, sailboards and other water-sport equipment:
		ゴルフクラブその他のゴルフ用具						Golf clubs and other golf equipment:
9506.40	000	卓球用具 テニスラケット、バドミントンラケットその他これらに類するラケット（ガットを張つてあるかないかを問わない。）	無税 Free	(無税) (Free)			KG	Articles and equipment for table-tennis Tennis, badminton or similar rackets, whether or not strung:
9506.61	000	ボール（ゴルフ用又は卓球用のボールを除く。） テニスボール	3.8%	3.2%	無税 Free		NO KG	Balls, other than golf balls and table-tennis balls: Lawn-tennis balls
9506.62	000	空気入れ式のもの	3.8%	3.2%	無税 Free		NO KG	Inflatable
9506.69	000	その他のもの	3.8%	3.2%	無税 Free		NO KG	Other
9506.70	000	アイススケート及びローラースケート（これらを取り付けたスケート靴を含む。） その他のもの	無税 Free	(無税) (Free)			PR KG	Ice skates and roller skates, including skating boots with skates attached Other:
9506.91	000	身体トレーニング用具、体操用具及び競技用具	無税 Free	(無税) (Free)			KG	Articles and equipment for general physical exercise, gymnastics or athletics
9506.99	000	その他のもの	無税 Free	(無税) (Free)			NO KG	Other

関税率表解説（抜粋）

第39類 プラスチック及びその製品

39.18 プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないか問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注9の
プラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材
(省略)

この項の前段には、ロール状又はタイル状の床用敷物として通常使用するタイプのプラスチック製のものを含む。接着性を有する床用敷物はこの項に属することに注意すべきである。

39.21 プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ
(省略)

この項には、39.18項、39.19項、39.20項又は54類の物品を除き、プラスチックの板、シート、フィルム、はく及びストリップを含む。したがって、この項には、単に多泡性の物品並びに補強し、薄層で被覆し、支持物を使用し及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたもののみを含む（（省略））。

この類の注10によれば板、シート、フィルム、はく及びストリップとは、板、シート、フィルム、はく、ストリップ及び規則正しい幾何学的形状の塊（印刷その他の表面加工（例えば、磨いたもの、浮き出し模様を付けたもの、着色したもの、単に曲げたもの及び波形にしたもの）をしてあるかないかを問わない。）で、切ってないもの及び単に長方形（正方形を含む。）に切ったもの（長方形（正方形を含む。）に切ったことによりそのまま使用することができる製品になったものを含む。）をいうものとし、更に加工したものを除く。

板、シート等（表面加工してあるかないかを問わないものとし、板、シート等を長方形（正方形を含む。）に切ったものを含む。）で、縁をみがいたもの、穴をあけたもの、フライス加工をしたもの、へりを付けたもの、曲げたもの、枠をつけたもの、その他の加工をしたもの及び長方形（正方形を含む。）以外の形状に切ったものは、一般に39.18項、39.19項又は39.22項から39.26項までの製品としてその所属を決定する。

第42類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグ その他これらに類する容器並びに腸の製品

42.03 衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）
(省略)

この項には、次の物品を含まない。

(省略)

(g) 95類の物品（例えば、クリケット、ホッケー等に使用するすね当てなどのスポーツの必要品及びフェンシング用のマスク又は胸当てなどのスポーツ用の防護用具。ただし、革製の運動用衣類及び運動用グローブ、ミトン及びミットは、この項に属する。）

(省略)

号の解説

4203.21

「特に運動用に製造した手袋、ミトン及びミット」には、それが単一で売られているか又はペアで売られているかにかかわらず運動用として特に適するような機能的デザインが施されているものを含む（例えば、手を保護し、かつ、ホッケースティックを握りやすくするアイスホッケー用グローブ及びボクシンググローブ）。

第64類
履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

64.06 履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品
(省略)

(I) 履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、
ヒールクッションその他これらに類する物品

この項には、次の物品を含む。

(A) 履物の各種の部分品で、石綿製以外の材料製のもの

履物の部分品は、それを取り付ける履物のタイプ又はスタイルに従って各種の形状のものがある。
これらには、次の物品を含む。

(省略)

(6) スポーツ用靴のスタッズ、スパイク等

第95類
玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

95.06 身体トレーニング、体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品（この類の他の項に該当するものを除く。）及び
水泳用又は水遊び用のプール
(省略)

この項には、次の物品を含む。

(A) 身体トレーニング用具、体操用具及び競技用具

例えば、索につるした鉄棒及びつり環、鉄棒、平行棒、平均台、跳馬、鞍馬、踏切り板、登はん用の綱及びはしご、壁棒、体操用こん棒、ダンベル、バーベル、メディシンボール、身体トレーニングのために設計された一以上の取手を有するジャンプボール、漕術、サイクリングその他の訓練用の装置、チェストエクスピандラー、ハンドグリップ、スタート台、ハーダル、跳躍台及び支柱、跳躍用ポール、着地場所用マットレス、投げ槍、円盤、ハンマー、砲丸、パンチボール（スピードバッグ）、パンチバッグ（パンチングバッグ）、ボクシングリング、レスリングリング、登はん用の壁及びスポーツやフィットネスのためにデザインされた跳び縄

(B) その他のスポーツ用具及び戸外遊戯用具（95.03項のがん具でセット又は単独で提示するものを除く。）

(省略)

(6) ボール（ゴルフ用又は卓球用のボールを除く。）：例えば、テニスボール、フットボール用ボール、ラグビーボールその他これらに類するボール（ボール用の空気袋及びカバーを含む。）、水球、バスケットボールその他これらに類するバルブ式のボール及びクリケットボール

(7) アイススケート及びローラースケート（これらを取り付けたスケート靴を含む。）

(省略)

この項には、次の物品を含まない。

(省略)

(c) 運動用手袋、ミトン及びミット（通常、42.03）

(省略)

(g) 64類のスポーツ用の履物（アイススケート又はローラースケートを取り付けたスケート靴を除く。）及び65類の運動用帽子

